

指定短期入所事業所 福富医院 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団英集会が設置する福富医院（以下「事業所」という。）において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法第123号。以下「法」という。）に基づく指定短期入所（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な介護及び保護を適切に行うものとする。

2 事業の実施に当っては、利用者の必要なときに必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施に当っては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び岐阜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岐阜市条例第64号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 福富医院
- (2) 所在地 岐阜県岐阜市安食一丁目87番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている短期入所の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 看護職員 名（常勤兼務・非常勤兼務）
看護師は、利用者の看護並びに利用者と従業者の健康管理を担当する。
- (3) 事務職員 1名（兼務）
事務職員は、事業所に必要な事務を行う。
- (4) 介護職員 7名（兼務）

介護職員は、利用者の生活介護及び介助を行う。

(主たる対象とする障害の種別)

第5条 事業所の主たる対象は、身体障害者、知的障害者及び障害児とする。

(短期入所の定員)

第6条 事業所の短期入所定員は空床利用型とする。

(短期入所の内容)

第7条 事業所で行う短期入所の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 身体等の介護
- (4) 健康管理

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額)

第8条 短期入所を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない短期入所を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から当該短期入所に通常要する費用(特定費用は除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該短期入所に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に短期入所に要した額)の支払を受けるものとする。この場合、その提供した短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。

3 事業所は短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを支給決定し、利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。

- (1) 食事の提供 1516円
- (2) 光熱水費 330円
- (3) 日用品費 _____円

(4) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用については文書で説明を行い、利用者の同意(記名捺印)を受けるものとする。

5 第2項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対して交付するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。

以下同じ。)は、岐阜市、山県市、本巣市、関市の区域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス(以下「指定障害指定サービス等」という。)を受けるときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定より算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担費額合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、短期入所の提供を行なっているときに、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

(身体拘束の禁止)

第14条 事業所は、短期入所の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(虐待防止のための措置)

第15条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講ずる。

(苦情解決)

第16条 事業所は、その提供した短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

2 事業所は、その提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により岐阜市長が、また、第48条第1項の規定により市町村長が行う方向若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、岐阜市長及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、岐阜市長及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(会計の区分)

第17条 事業所は、実施する短期入所の会計とその他の事業の会計を区別するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業所は、利用者に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団英集会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年 2月 10日より施行する。